令第七条第八号に掲げる施設				令第七条第九号に掲げる施設		令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	
地下ネットワーク上のものに設けるもの又は地下のものに設けるもの			その他のもの	建築物	その他のもの	建築物	その他のもの
階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの					
Aに○・○○五を乗じて得た額						占用面積一平方メートルにつき一年	
Aに○・○○八を乗じて得た額							
Aに○・○一を乗じて得た額							
Aに○・○二三を乗じて得た額							
	Aに○・○一一を乗じて得た額	Aに○・○一四を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額	Aに○・○一九を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	
	Aに○・○○八を乗じて得た額	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○一二を乗じて得た額	Aに○・○一三を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額		Aに○・○○八を乗じて得た額
	Aに○・○一一を乗じて得た額	Aに○・○一四を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額	Aに○・○一九を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○一を乗じて得た額
	Aに○・○○八を乗じて得た額	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○一二を乗じて得た額	Aに○・○一三を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額		Aに○・○一二を乗じて得た額
	Aに○・○一一を乗じて得た額	Aに○・○一四を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額	Aに○・○一九を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○一三を乗じて得た額
	Aに○・○○八を乗じて得た額	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○一二を乗じて得た額	Aに○・○一三を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額		Aに○・○一六を乗じて得た額

令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物		令第七条第十二号に掲げる器具	令第七条第十三号に掲げる施設		
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの		トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの
Aに○・○二三を乗じて得た額		Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額		
Aに○・○三三を乗じて得た額			Aに○・○三三を乗じて得た額		
Aに○・○三三を乗じて得た額					

附　則

この省令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。